

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第173回

平成17年もあとわずかとなりました。皆様、今年はどんな塩梅だったでしょうか。なんとか無事1年間を過ごしていただきましたでしょうか。

(さて、ちょっとチェックをさせていただきます)

1. 去年より進歩したことは何でしょうか？
(技術力、営業力、開発力、商品の魅力、知識力・・・)
2. 貴社の特徴は強まりましたか？(役立つ企業しか生き残れません)
3. 新しい出会いはありましたか(人脈は命です、そして他人から勉強しましょう)
4. 直観力、洞察力は向上しましたか(これから絶対必要)
5. 志を高く持って、努力できましたか(最も重要)
6. 来年の課題ははっきりしていますか(ポイント)
7. 来年度の目標は決まりましたか、そして目標を達成するためのアクションプランは出来ましたか

平成18年12月にまたチェックさせていただきます。
100%を目指してがんばりましょう。
来年も絶対負けずに、そして継続こそ一番、ガンバレ
来年もよろしくお祈いします。(前田)

前田の《今人生を語る》第80回

めざめよ日本人

平安(平和と安全)を保つには努力がいります。努力を怠れば必ず日本は崩壊します。もうその一歩が始まっています。

◇ どうしてこんなに殺伐とした事件が多いのか ⇒ **考えよう**

父が子に満足を感じている限りにおいて、すなわち子は父より注目され敬重されておれば、しっかりした子が育ち、我国も安らかな国となる

いかに家庭教育が大事か、父権性が大事かということですね、父親ガンバレ

会社も、父親すなわち社長が従業員をしっかり教育してください

本年も年末調整を行う時期となりました。今回は年末調整について昨年と変わった点について説明したいと思います。

(1) 老年者控除の廃止

昨年まで所得者本人が65歳以上で、かつ、合計所得金額が1000万円以下である場合に適用されていた老年者控除が廃止されました。

よって本年(平成17年)以後の年末調整において老年者控除の適用はありません。

(2) 国民年金保険料等の支払証明書の添付等

本年からの年末調整では国民年金保険料・国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受けようとする場合には、これらの支払をした旨を証する書類を給与所得者の保険料控除申告書に添付又は提示しなくてはならないこととなりました。

つまり、国民年金の保険料・国民年金基金の掛金を支払っている人は支払証明書を提出又は提示しなければ社会保険料控除を受けることができません。

また、年末調整において社会保険料控除を受けた国民年金保険料等の金額があるときは給与所得の源泉徴収表の摘要欄に「国民年金保険料等」の金額を記載することとされました。

(3) 住宅借入金等特別控除の適用対象となる中古住宅の範囲拡大

今回の改正により住宅借入金等特別控除の適用対象となる中古住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準が追加されました。よって中古住宅の購入、増改築等で借入金等がある場合は適用対象が拡大されました。

この改正は平成17年4月1日以後に取得し、居住された場合に適用されるものです。

なお、住宅借入金等特別控除を初めて適用される場合には確定申告が必要となっております。

※ 今回の年末調整には関係ありませんが・・・

来年(平成18年)1月1日以後に支払う給与や賞与の源泉徴収額が変更されます。これは所得税の定率減税の額が引き下げられることによるものです。

これにより1月1日以後に支給される給与・賞与の計算において使用する源泉徴収額が変わりますので注意してください。

お知らせとお願い

UFJ銀行と東京三菱銀行の合併に伴い当方取引の銀行名と金融機関コードが変更されます。つきましては、平成18年1月4日(水)以降に、お手続きをされます当方へのお振込は下記「新銀行名・新金融機関コード」をご指定くださいますようお願い申し上げます。

銀行名：三菱東京UFJ銀行

金融機関コード：0005

なお、支店名・店番・口座番号に変更はありません。